◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事名　八ッ場ダム本体建設工事
（電子入札対象案件）

2　工事場所
左岸：群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字八ッ場地先
右岸：群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山地先
原石山：群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山地先

3　工事内容
型式　重力式ダム
堤高　H＝116m
一般土木工事
ダム土工　約600,000㎥
原石山土工　約1,100,000㎥
堤体工　約900,000㎥
基礎処理工　約23,000m
法面工　１式
仮設工　１式
機械設備工事
ダム用水門設備製作　１式
ダム用水門設備据付　１式
工期　契約の翌日から平成30年10月１日まで。

4　申請の時期
平成26年１月８日から平成26年２月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成26年２月11日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（異工種建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成26年１月８日から
〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階
関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525において異工種建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。
①　２社により異工種建設工事共同企業体を構成する場合は、特定建設工事共同企業体協定書（乙）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　３社により異工種建設工事共同企業体を構成する場合は、別添特定建設工事共同企業体協定書（３社からなる共同企業体用）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
③　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成26年１月８日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２を使用すること。）。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6　異工種建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む異工種建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない異工種建設工事共同企業体については、異工種建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の異工種建設工事共同企業体については、平成24年10月１日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して異工種建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　異工種建設工事共同企業体の構成　異工種建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社又は３社の組合せとする。なお、構成員の組み合わせは、２社による場合は一般土木工事を担当する者及び機械設備工事を担当する者の組み合わせ、３社による場合は、一般土木工事を担当する者、一般土木工事を担当する者、機械設備工事を担当する者または一般土木工事を担当する者、機械設備工事を担当する者、機械設備工事を担当する者のいずれかの組み合わせでなければならない。
①　次に掲げる一般競争参加資格の条件のうち該当する認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
㋐　一般土木工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
㋑　機械設備工事の施工を担当する構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。
②　一般土木工事に係る一般競争参加資格により参加する異工種建設工事共同企業体の構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　異工種建設工事共同企業体の構成員は、平成26年２月10日において次の要件を満たすものとする。
①　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））
１）２社により異工種建設工事共同企業体を構成する場合における構成員は、下記の施工実績を有すること。
ⓐ　一般土木工事を担当する構成員は、下記㋐の施工実績を有すること。
㋐　単独又はＪＶ代表者として施工した、ＲＣＤ工法又は拡張レア工法による堤高70m以上の重力式コンクリートダム本体工事であること。
ⓑ　機械設備工事を担当する構成員は、下記㋑及び㋒の施工実績を有すること。
㋑　ダム用水門設備でのラジアルゲート、又はダム用水門設備での設計水深25m以上のローラーゲートについて、ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器（開閉装置を除く）を自社工場にて製作し、設備全体を施工した工事であること。
㋒　ダム用水門設備での選択取水設備について、ゲート設備全体のシステム設計を行い、主要機器（開閉装置を除く）を自社工場にて製作し、設備全体を施工した工事であること。
ただし、㋑及び㋒は同一工事でなくてもよい。